

# いつも青少年を

## 見守っています

### 大山町青少年育成指導委員 青少年育成推進指導員

町及び青少年育成鳥取県民会議では、青少年の健全な育成を図るため、町内在住の方の中から選任した10人の青少年育成指導委員と、3人の青年の巡回などを通じて、青少年の行動などを把握すると

少年育成推進指導員を委嘱しています。

指導委員のみなさんは、町の巡回などを通じて、青少年の行動などを把握すると

もに、学校や警察などの関係機関と連絡をとりあい、問題行動に発展しないよう日頃から見守りに務めていただいています。

また、不審者事案が発生しにくい環境づくりのために、地区内に目を光らせてもいただいています。

現在、みなさんはそれぞれのペースで活動中。青少年の健全な育成を見守ってくれる心強いメンバーです。



▶ マナーアップ運動で高校生とのふれあいを深めています。

#### 大山町青少年育成指導委員（大山町教育委員会委嘱）

| 氏名     | 担当地区 | 集落名     |
|--------|------|---------|
| 岩本 正人  | 中山   | 植松      |
| 松信 多榮子 | 中山   | 石井垣     |
| 河崎 幸枝  | 中山   | 松河原     |
| 権田 甚一  | 名和   | 上福      |
| 松田 清司  | 名和   | 旧奈和     |
| 佐伯 照博  | 名和   | 御来屋 1 区 |
| 船越 愛二郎 | 名和   | 上坪東     |
| 林原 範夫  | 大山   | 末吉      |
| 杉谷 洋一  | 大山   | 平       |
| 池嶋 清司  | 大山   | 安原      |

#### 青少年育成推進指導員（青少年育成鳥取県民会議委嘱）

| 氏名     | 担当地区 | 集落名    |
|--------|------|--------|
| 當別當 正文 | 中山   | 中山口    |
| 清郷 雅秋  | 名和   | 坪田 3 区 |
| 前田 義機  | 大山   | 栄      |

（敬称略）

## 季節感あふれる草花たちの祭典

### 春の山野草・盆栽展

大山公民館所子分館、中山公民館で「春の山野草展」が、大山公民館高麗分館では「山野草・盆栽展」が4月30日と5月1日の2日間にわたってそれぞれ開かれました。

大山公民館所子分館と中山公民館では両公民館で活動しておられるみなさん全員が丹精こめて育てた素朴で個性豊かな山野草が展示され、雪餅草や、ダイセンオダマキなど多数の草花が訪れた人々の心を和ませました。



▲色鮮やかな草花たち（所子分館）



▲活動の成果を展示（高麗分館）

また、高麗分館では地域の山野草に対する関心をより高め親しむことで、自然保護の一助となるよう山野草の盆栽を中心とした作品が展示されました。

両日とも町内外から、各会場に多数の来場者があり、作品展示のほか苗・鉢植えの即売等もあって、各館とも大盛況にぎわいとなりました。

## 農地のことでお困りの皆様へ～農地利用集積円滑化事業～

農地の貸し借りを仲介する制度です



農地を有効に活用するために、農地利用集積円滑化団体である JA 鳥取西部が、農地の貸借を仲介します！

JA 鳥取西部（農地利用集積円滑化団体）の行う事業は次の3つになります。

### ①農地所有者代理事業

JA 鳥取西部が、農地所有者から委任を受けて、所有者を代理して農地の貸し付け等を行う事業  
※貸し付け先が決まるまでの間は、所有者が管理する。

### ②農地売買等事業

JA 鳥取西部が、農地を借り受けて貸し付け等を行う事業  
※（貸借のみ）

### ③研修等事業

農地売買等事業により保有する農地を活用して、新規就農者等に対して農業の技術、経営の方法等に関する実地研修を行う事業

### ◇本事業のメリット

1. 所有者は安心して農地を任せられるようになります。
2. 担い手にとっては、多数の所有者と交渉する必要がなく、分散した農地を面的にまとめることによって、効率的な農作業が可能となります。
3. 貸した農地は、契約期間が終了すれば、離作料を払うことなく解約できます。

## ～まずはご相談ください～

JA 鳥取西部 遊休農地対策担当 ☎0859-29-0121  
大山町役場農林水産課 ☎0858-58-6116



### 戸別所得補償制度の規模拡大加算について（農地の受け手が対象）

平成23年度の戸別所得補償制度では、戸別所得補償制度加入者（受け手）が農地利用集積円滑化事業で農地を規模拡大した場合、規模拡大加算（2万円/10a）を受けることができるようになりました。

#### <規模拡大加算の主な交付要件>

- ・ 新規に利用権設定が行われたものであること。（H24.2月末までに農地利用集積計画の公告がされたもの）
- ・ 存続期間が6年以上の農地利用集積計画に基づいて利用権設定が行われたものであること。
- ・ 面的集積（農業再生協議会※が一連の農作業を継続するのに適当と認めるもの）されていること。
- ・ 利用権設定に係る農地が農用区域内であることなど。

#### <規模拡大加算交付要件の詳細についての問い合わせ先>

上記相談窓口または、大山営農センター（☎0859-53-3521）、鳥取農政事務所地域課（☎0859-27-1721）まで。

※農業再生協議会・・・農業者戸別所得補償制度の実施主体として、戦略作物（米・麦・大豆等）の生産振興や、その作物を生産する担い手の育成、そして農地の問題を合わせて協議検討を行う組織。町、農協、農業委員会、担い手農家、土地改良区、農業公社、農地利用集積円滑化団体などで構成される